

令和 6 年長浜市議会定例会

令和 7 年 3 月定例会議会

報告・資料

- 2 指定専決処分した事項について（報告）
- 20 令和 7 年度徴収計画

指定専決処分した事項について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をした。

番号	専決 処分日	事件内容	相手方	損害賠償額	担当課
指定専決 第 30 号	令和 6 年 11 月 28 日	令和 6 年 10 月 15 日に長浜市木尾町地先で発生した、除草作業に起因する飛び石による物損事故		130,000 円	道路河川課
指定専決 第 33 号	令和 6 年 12 月 16 日	長浜城歴史博物館の料金後納郵便代金支払遅延による延滞金		139 円	文化観光課
指定専決 第 1 号	令和 7 年 1 月 17 日	令和 6 年 9 月 6 日に長浜市永久寺町地先で発生した、公用車による物損事故		319,368 円	市民活躍課
指定専決 第 2 号	令和 7 年 1 月 17 日	令和 6 年 9 月 6 日に長浜市永久寺町地先で発生した、公用車による物損事故		135,300 円	市民活躍課

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

工事請負契約の変更に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第2条の規定に基づき、令和4年議案第121号で議決を得て当初契約を締結し、令和5年議案第63号及び令和6年議案第40号で議決を得て変更契約を締結し、地方自治法第180号第1項の規定に基づき、令和6年指定専決第17号で専決処分により変更契約を締結した浅井中学校南校舎長寿命化改修工事（建築）の工事請負契約を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年12月12日

長浜市長 浅見 宣義

契約変更事項

契約の金額	変更後	799,029,000円
	(変更前	796,917,000円)

工事請負契約の変更に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第2条の規定に基づき、令和5年議案第95号で議決を得て当初契約を締結し、地方自治法第180号第1項の規定に基づき、令和6年指定専決第19号で専決処分により変更契約を締結した神照小学校北校舎長寿命化改修工事（建築）の工事請負契約を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年12月12日

長浜市長 浅見 宣義

契約変更事項

契約の金額	変更後	327,921,000円
	(変更前	325,193,000円)

工事請負契約の変更に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第2条の規定に基づき、令和6年議案第118号で議決を得て当初契約を締結し、地方自治法第180号第1項の規定に基づき、令和6年指定専決第26号で専決処分により変更契約を締結した市民庭球場再整備工事の工事請負契約を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年1月29日

長浜市長 浅見 宣義

契約変更事項

契約の金額	変更後	291,127,100円
	(変更前	289,648,700円)

工事請負契約の変更に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び長浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年長浜市条例第54号）第2条の規定に基づき、令和5年議案第114号で議決を得て当初契約を締結し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年指定専決第20号で専決処分により変更契約を締結した湖北中学校南校舎等長寿命化改修工事（建築）の工事請負契約を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年1月31日

長浜市長 浅見 宣義

契約変更事項

契約の金額	変更後	448,305,000円
	(変更前	438,438,000円)

令和6年度長浜市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度長浜市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,685,588千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年2月7日

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		14,710,423	100,000	14,810,423
	1 地方交付税	14,710,423	100,000	14,810,423
歳入合計		61,585,588	100,000	61,685,588

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		5,873,704	100,000	5,973,704
	2 道路橋梁費	1,734,932	100,000	1,834,932
歳 出 合 計		61,585,588	100,000	61,685,588

令和 6 年度長浜市一般会計
補正予算（第 8 号）説明書
専 決 処 分

歳入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	14,710,423	100,000	14,810,423
計	14,710,423	100,000	14,810,423

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	100,000	普通交付税	100,000

歳出

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路維持費	742,285	100,000	842,285				100,000
計	1,734,932	100,000	1,834,932				100,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	3,764	□雪寒対策費	100,000
10 需用費	5,000	職員手当等	3,764
12 委託料	91,236	修繕料	5,000
		除雪作業委託料	91,236

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末 手当 (千円)	支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	4		34,950	11,304	3.45		357	46,611	9,157	55,768	
	議 員	21	94,684		32,665	3.45			127,349	27,606	154,955	
	その他の特別職	1,870	77,121						77,121		77,121	
	計	1,895	171,805	34,950	43,969			357	251,081	36,763	287,844	
補正前	長 等	4		34,950	11,304	3.45		357	46,611	9,157	55,768	
	議 員	21	94,684		32,665	3.45			127,349	27,606	154,955	
	その他の特別職	1,870	77,121						77,121		77,121	
	計	1,895	171,805	34,950	43,969			357	251,081	36,763	287,844	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の特別職											
	計											

2 一般職

(1) 総括

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	1,156 (1,184)	1,557,128	4,435,582	3,838,077	9,830,787	1,729,337	11,560,124	
補正前	1,156 (1,184)	1,557,128	4,435,582	3,834,313	9,827,023	1,729,337	11,556,360	
比 較				3,764	3,764		3,764	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日勤務 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	99,818	73,032	40,063	211,556	624	412,194	1,619	1,596,177	735,749	129,710		24,289	513,246
補正前	99,818	73,032	40,063	211,556	624	412,194	1,619	1,596,177	735,749	129,710		20,525	513,246
比 較												3,764	

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	981 (7)		3,798,863	3,071,991	6,870,854	1,262,554	8,133,408	
補正前	981 (7)		3,798,863	3,068,227	6,867,090	1,262,554	8,129,644	
比 較				3,764	3,764		3,764	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日勤務 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	99,818	58,046	40,063	211,556	624	384,895	1,617	898,839	735,749	116,758		24,026	500,000
補正前	99,818	58,046	40,063	211,556	624	384,895	1,617	898,839	735,749	116,758		20,262	500,000
比 較												3,764	

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。

※()内は、再任用短時間職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	175 (1,177)	1,557,128	636,719	766,086	2,959,933	466,783	3,426,716	
補正前	175 (1,177)	1,557,128	636,719	766,086	2,959,933	466,783	3,426,716	
比較								

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日 勤務手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後		14,986				27,299	2	697,338		12,952		263	13,246
補正前		14,986				27,299	2	697,338		12,952		263	13,246
比較													

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。

※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。

※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料		1.給与改定に伴う増減分			
		2.昇給に伴う増加分			
		3.その他の増減分			
職員手当	3,764	1.制度改正に伴う増減分			
		2.その他の増減分	3,764		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
令和7年 1月1日 現在	平均給料月額	330,020	391,686	302,950	296,950				246,330
	平均給与月額	406,994	499,041	350,814	354,229				274,174
	平均年齢(歳)	43歳5月	45歳5月	38歳2月	52歳5月				63歳1月

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	194,500	-	194,500		-
短大卒(中級)	207,400	218,500	-	224,900	257,100
大学卒(上級)	225,600	229,800	-	232,500	260,500

区分	国の制度				
	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	188,000	-	185,700		-
短大卒(中級)	-	-	-	220,500	249,400
大学卒(上級)	総合職 230,000 一般職 220,000	-	-	227,400	255,400

ウ 級別職員数

区分	行政職			教育職			幼児教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年1月1日 現在	1	55	8.5	1			1	35	13.0	1	3	16.7
	2	69	10.7	2	19	67.9	2	71	26.3	2	5	27.7
	3	121	18.8	3	6	21.4	3	60	22.1	3	1	5.6
	4	153	23.7	4	3	10.7	4	58	21.5	4	9	50.0
	5	155	24.0				5	25	9.3			
	6	54	8.4				6	21	7.8			
	7	38	5.9				7					
	計	645	100	計	28	100	計	270	100	計	18	100

区分	医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			再任用		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年1月1日 現在	1			1			1			1	1	4.4
	2			2			2			2	9	39.1
	3			3			3			3	5	21.7
	4			4			4			4	5	21.7
				5			5			5	3	13.1
				6			6			6		
				7						7		
	計			計			計			計	23	100

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
教育職	教諭	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	課長 (校長待遇)			
幼児教育職	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主事 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	主査 保育士 幼稚園教諭 保育教諭	係長 主幹 主幹保育士 主幹教諭 主幹保育教諭	課長代理 副参事 副園長	課長 参事 園長	部長 次長 園長
技能労務職	技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			
医療職(1)	診療所で医療 業務を行う医師	診療所で相当 高度の知識、 経験に基づき 困難な医療業 務を行う医師	診療所で高度 の知識、経験に 基づき困難な 医療業務を行う 医師	診療所できわ めて高度の知 識、経験に基 づく困難な医 療業務を行う医 師			
医療職(2)	技師	薬剤師、相当 高度な業務を 行う技師	主査、相当高 度な業務を行う 薬剤師、高度な 業務を行う技師	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
医療職(3)	准看護師	看護師	主査、相当高 度な業務を行 う看護師	係長 主幹	課長 参事 課長代理 副参事	部長 次長	

エ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
令和6年度	2.250	2.350	4.600	有	
国の制度	2.250	2.350	4.600	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和7年1月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種						
		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.04	0.06	-	-	0.06	-	-	-
支給対象職員の比率(%) (令和7年1月1日現在)	7.01	10.39	-	-	11.11	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当							

ク その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当	国の制度との異同
	国に同じ

令和7年度徴収計画

一般会計・特別会計

債権名	所管	区分	目標収納率	未収額の見込 【千円】	参考)前年度 未収額の見込 【千円】	不納欠損額 見込 【千円】	滞納処分・強制 執行・法的措置 等見込【件】	各所管における取組								
市税	税務課 滞納整理課	現年度分	99.3%	341,934	318,580	19,000	826	(市税・税務課) ①適正・公平な課税を行うため税知識向上に向けた研修の実施。 ②確実・便利・安全な口座振替の推奨。 ③納税環境のさらなる充実のため地方税共通納税システム(eL-QRコード)を用いた納付に対応。 (保険年金課:国民健康保険料) 滞納者に発生した過誤納金や療養費・高額療養費については、滞納分へ速やかに充当を行い、また、滞納者に対する短期保険証や資格証の交付による長期保険証の交付制限や、郵送による喪失手続きの受付、喪失動奨による国保資格の適正化を図ります。広報紙やHP等による納付方法の周知と啓発も実施します。 (保険年金課:後期高齢者医療保険料) 年度途中で年金特徴が停止となる対象者に対し、納付状況に応じ口座振替の利用動奨を促すことで、納め忘れの防止を図ります。 保険料納付方法のさらなる充実のため、令和8年度に地方税共通納税システムを用いた納付に対応すべく準備を進めます。 (介護保険課:介護保険料) 問い合わせ時の制度説明を丁寧に行い、介護保険制度や介護保険料納付への一層の理解を求めます。また、納付啓発や納付相談に努め、新たな未収金の発生を防ぎます。口座登録の案内も随時行います。 (幼児課:保育所保育料) 未納の早期解消のため、児童手当からの申出徴収動奨をはじめとする納付指導等に取り組みます。 (滞納整理課) 適時に催告書を発送し、早期解消のための納付指導を行います。応じない者には法令等に基づく滞納処分を適切に実施します。 世界情勢などにより国内の経済動向が悪化するなか、長期回収困難な事案の早期解消、未収金額の増加抑制など課題は多岐に渡るため、随時状況を把握しつつ滞納整理活動を行います。								
		滞納繰越分	26.0%													
国民健康保険料(税)	保険年金課 滞納整理課	現年度分	95.9%	152,418	206,552	30,000			826	(市税・税務課) ①適正・公平な課税を行うため税知識向上に向けた研修の実施。 ②確実・便利・安全な口座振替の推奨。 ③納税環境のさらなる充実のため地方税共通納税システム(eL-QRコード)を用いた納付に対応。 (保険年金課:国民健康保険料) 滞納者に発生した過誤納金や療養費・高額療養費については、滞納分へ速やかに充当を行い、また、滞納者に対する短期保険証や資格証の交付による長期保険証の交付制限や、郵送による喪失手続きの受付、喪失動奨による国保資格の適正化を図ります。広報紙やHP等による納付方法の周知と啓発も実施します。 (保険年金課:後期高齢者医療保険料) 年度途中で年金特徴が停止となる対象者に対し、納付状況に応じ口座振替の利用動奨を促すことで、納め忘れの防止を図ります。 保険料納付方法のさらなる充実のため、令和8年度に地方税共通納税システムを用いた納付に対応すべく準備を進めます。 (介護保険課:介護保険料) 問い合わせ時の制度説明を丁寧に行い、介護保険制度や介護保険料納付への一層の理解を求めます。また、納付啓発や納付相談に努め、新たな未収金の発生を防ぎます。口座登録の案内も随時行います。 (幼児課:保育所保育料) 未納の早期解消のため、児童手当からの申出徴収動奨をはじめとする納付指導等に取り組みます。 (滞納整理課) 適時に催告書を発送し、早期解消のための納付指導を行います。応じない者には法令等に基づく滞納処分を適切に実施します。 世界情勢などにより国内の経済動向が悪化するなか、長期回収困難な事案の早期解消、未収金額の増加抑制など課題は多岐に渡るため、随時状況を把握しつつ滞納整理活動を行います。						
		滞納繰越分	34.6%													
後期高齢者医療保険料	保険年金課 滞納整理課	現年度分	99.6%	9,251	10,551	211					826	(市税・税務課) ①適正・公平な課税を行うため税知識向上に向けた研修の実施。 ②確実・便利・安全な口座振替の推奨。 ③納税環境のさらなる充実のため地方税共通納税システム(eL-QRコード)を用いた納付に対応。 (保険年金課:国民健康保険料) 滞納者に発生した過誤納金や療養費・高額療養費については、滞納分へ速やかに充当を行い、また、滞納者に対する短期保険証や資格証の交付による長期保険証の交付制限や、郵送による喪失手続きの受付、喪失動奨による国保資格の適正化を図ります。広報紙やHP等による納付方法の周知と啓発も実施します。 (保険年金課:後期高齢者医療保険料) 年度途中で年金特徴が停止となる対象者に対し、納付状況に応じ口座振替の利用動奨を促すことで、納め忘れの防止を図ります。 保険料納付方法のさらなる充実のため、令和8年度に地方税共通納税システムを用いた納付に対応すべく準備を進めます。 (介護保険課:介護保険料) 問い合わせ時の制度説明を丁寧に行い、介護保険制度や介護保険料納付への一層の理解を求めます。また、納付啓発や納付相談に努め、新たな未収金の発生を防ぎます。口座登録の案内も随時行います。 (幼児課:保育所保育料) 未納の早期解消のため、児童手当からの申出徴収動奨をはじめとする納付指導等に取り組みます。 (滞納整理課) 適時に催告書を発送し、早期解消のための納付指導を行います。応じない者には法令等に基づく滞納処分を適切に実施します。 世界情勢などにより国内の経済動向が悪化するなか、長期回収困難な事案の早期解消、未収金額の増加抑制など課題は多岐に渡るため、随時状況を把握しつつ滞納整理活動を行います。				
		滞納繰越分	50.0%													
介護保険料	介護保険課 滞納整理課	現年度分	99.7%	12,597	14,816	2,413							826	(市税・税務課) ①適正・公平な課税を行うため税知識向上に向けた研修の実施。 ②確実・便利・安全な口座振替の推奨。 ③納税環境のさらなる充実のため地方税共通納税システム(eL-QRコード)を用いた納付に対応。 (保険年金課:国民健康保険料) 滞納者に発生した過誤納金や療養費・高額療養費については、滞納分へ速やかに充当を行い、また、滞納者に対する短期保険証や資格証の交付による長期保険証の交付制限や、郵送による喪失手続きの受付、喪失動奨による国保資格の適正化を図ります。広報紙やHP等による納付方法の周知と啓発も実施します。 (保険年金課:後期高齢者医療保険料) 年度途中で年金特徴が停止となる対象者に対し、納付状況に応じ口座振替の利用動奨を促すことで、納め忘れの防止を図ります。 保険料納付方法のさらなる充実のため、令和8年度に地方税共通納税システムを用いた納付に対応すべく準備を進めます。 (介護保険課:介護保険料) 問い合わせ時の制度説明を丁寧に行い、介護保険制度や介護保険料納付への一層の理解を求めます。また、納付啓発や納付相談に努め、新たな未収金の発生を防ぎます。口座登録の案内も随時行います。 (幼児課:保育所保育料) 未納の早期解消のため、児童手当からの申出徴収動奨をはじめとする納付指導等に取り組みます。 (滞納整理課) 適時に催告書を発送し、早期解消のための納付指導を行います。応じない者には法令等に基づく滞納処分を適切に実施します。 世界情勢などにより国内の経済動向が悪化するなか、長期回収困難な事案の早期解消、未収金額の増加抑制など課題は多岐に渡るため、随時状況を把握しつつ滞納整理活動を行います。		
		滞納繰越分	40.0%													
保育所保育料	幼児課 滞納整理課	現年度分	99.4%	2,408	3,068	196									826	(市税・税務課) ①適正・公平な課税を行うため税知識向上に向けた研修の実施。 ②確実・便利・安全な口座振替の推奨。 ③納税環境のさらなる充実のため地方税共通納税システム(eL-QRコード)を用いた納付に対応。 (保険年金課:国民健康保険料) 滞納者に発生した過誤納金や療養費・高額療養費については、滞納分へ速やかに充当を行い、また、滞納者に対する短期保険証や資格証の交付による長期保険証の交付制限や、郵送による喪失手続きの受付、喪失動奨による国保資格の適正化を図ります。広報紙やHP等による納付方法の周知と啓発も実施します。 (保険年金課:後期高齢者医療保険料) 年度途中で年金特徴が停止となる対象者に対し、納付状況に応じ口座振替の利用動奨を促すことで、納め忘れの防止を図ります。 保険料納付方法のさらなる充実のため、令和8年度に地方税共通納税システムを用いた納付に対応すべく準備を進めます。 (介護保険課:介護保険料) 問い合わせ時の制度説明を丁寧に行い、介護保険制度や介護保険料納付への一層の理解を求めます。また、納付啓発や納付相談に努め、新たな未収金の発生を防ぎます。口座登録の案内も随時行います。 (幼児課:保育所保育料) 未納の早期解消のため、児童手当からの申出徴収動奨をはじめとする納付指導等に取り組みます。 (滞納整理課) 適時に催告書を発送し、早期解消のための納付指導を行います。応じない者には法令等に基づく滞納処分を適切に実施します。 世界情勢などにより国内の経済動向が悪化するなか、長期回収困難な事案の早期解消、未収金額の増加抑制など課題は多岐に渡るため、随時状況を把握しつつ滞納整理活動を行います。
		滞納繰越分	23.0%													
市営住宅使用料	住宅課	現年度分	97.5%	12,487	13,420	200	826	(市税・税務課) ①適正・公平な課税を行うため税知識向上に向けた研修の実施。 ②確実・便利・安全な口座振替の推奨。 ③納税環境のさらなる充実のため地方税共通納税システム(eL-QRコード)を用いた納付に対応。 (保険年金課:国民健康保険料) 滞納者に発生した過誤納金や療養費・高額療養費については、滞納分へ速やかに充当を行い、また、滞納者に対する短期保険証や資格証の交付による長期保険証の交付制限や、郵送による喪失手続きの受付、喪失動奨による国保資格の適正化を図ります。広報紙やHP等による納付方法の周知と啓発も実施します。 (保険年金課:後期高齢者医療保険料) 年度途中で年金特徴が停止となる対象者に対し、納付状況に応じ口座振替の利用動奨を促すことで、納め忘れの防止を図ります。 保険料納付方法のさらなる充実のため、令和8年度に地方税共通納税システムを用いた納付に対応すべく準備を進めます。 (介護保険課:介護保険料) 問い合わせ時の制度説明を丁寧に行い、介護保険制度や介護保険料納付への一層の理解を求めます。また、納付啓発や納付相談に努め、新たな未収金の発生を防ぎます。口座登録の案内も随時行います。 (幼児課:保育所保育料) 未納の早期解消のため、児童手当からの申出徴収動奨をはじめとする納付指導等に取り組みます。 (滞納整理課) 適時に催告書を発送し、早期解消のための納付指導を行います。応じない者には法令等に基づく滞納処分を適切に実施します。 世界情勢などにより国内の経済動向が悪化するなか、長期回収困難な事案の早期解消、未収金額の増加抑制など課題は多岐に渡るため、随時状況を把握しつつ滞納整理活動を行います。								
		滞納繰越分	11.5%													
住宅改修資金貸付金等	住宅課	現年度分	96.3%	108,344	120,931	3,000			826	(市税・税務課) ①適正・公平な課税を行うため税知識向上に向けた研修の実施。 ②確実・便利・安全な口座振替の推奨。 ③納税環境のさらなる充実のため地方税共通納税システム(eL-QRコード)を用いた納付に対応。 (保険年金課:国民健康保険料) 滞納者に発生した過誤納金や療養費・高額療養費については、滞納分へ速やかに充当を行い、また、滞納者に対する短期保険証や資格証の交付による長期保険証の交付制限や、郵送による喪失手続きの受付、喪失動奨による国保資格の適正化を図ります。広報紙やHP等による納付方法の周知と啓発も実施します。 (保険年金課:後期高齢者医療保険料) 年度途中で年金特徴が停止となる対象者に対し、納付状況に応じ口座振替の利用動奨を促すことで、納め忘れの防止を図ります。 保険料納付方法のさらなる充実のため、令和8年度に地方税共通納税システムを用いた納付に対応すべく準備を進めます。 (介護保険課:介護保険料) 問い合わせ時の制度説明を丁寧に行い、介護保険制度や介護保険料納付への一層の理解を求めます。また、納付啓発や納付相談に努め、新たな未収金の発生を防ぎます。口座登録の案内も随時行います。 (幼児課:保育所保育料) 未納の早期解消のため、児童手当からの申出徴収動奨をはじめとする納付指導等に取り組みます。 (滞納整理課) 適時に催告書を発送し、早期解消のための納付指導を行います。応じない者には法令等に基づく滞納処分を適切に実施します。 世界情勢などにより国内の経済動向が悪化するなか、長期回収困難な事案の早期解消、未収金額の増加抑制など課題は多岐に渡るため、随時状況を把握しつつ滞納整理活動を行います。						
		滞納繰越分	3.5%													
農業集落排水処理施設使用料	下水道総務課	現年度分	99.4%	3,678	4,132	31					826	(市税・税務課) ①適正・公平な課税を行うため税知識向上に向けた研修の実施。 ②確実・便利・安全な口座振替の推奨。 ③納税環境のさらなる充実のため地方税共通納税システム(eL-QRコード)を用いた納付に対応。 (保険年金課:国民健康保険料) 滞納者に発生した過誤納金や療養費・高額療養費については、滞納分へ速やかに充当を行い、また、滞納者に対する短期保険証や資格証の交付による長期保険証の交付制限や、郵送による喪失手続きの受付、喪失動奨による国保資格の適正化を図ります。広報紙やHP等による納付方法の周知と啓発も実施します。 (保険年金課:後期高齢者医療保険料) 年度途中で年金特徴が停止となる対象者に対し、納付状況に応じ口座振替の利用動奨を促すことで、納め忘れの防止を図ります。 保険料納付方法のさらなる充実のため、令和8年度に地方税共通納税システムを用いた納付に対応すべく準備を進めます。 (介護保険課:介護保険料) 問い合わせ時の制度説明を丁寧に行い、介護保険制度や介護保険料納付への一層の理解を求めます。また、納付啓発や納付相談に努め、新たな未収金の発生を防ぎます。口座登録の案内も随時行います。 (幼児課:保育所保育料) 未納の早期解消のため、児童手当からの申出徴収動奨をはじめとする納付指導等に取り組みます。 (滞納整理課) 適時に催告書を発送し、早期解消のための納付指導を行います。応じない者には法令等に基づく滞納処分を適切に実施します。 世界情勢などにより国内の経済動向が悪化するなか、長期回収困難な事案の早期解消、未収金額の増加抑制など課題は多岐に渡るため、随時状況を把握しつつ滞納整理活動を行います。				
		滞納繰越分	31.6%													
学校給食費	すこやか教育推進課	現年度分	99.8%	2,510	2,510	0							826	(市税・税務課) ①適正・公平な課税を行うため税知識向上に向けた研修の実施。 ②確実・便利・安全な口座振替の推奨。 ③納税環境のさらなる充実のため地方税共通納税システム(eL-QRコード)を用いた納付に対応。 (保険年金課:国民健康保険料) 滞納者に発生した過誤納金や療養費・高額療養費については、滞納分へ速やかに充当を行い、また、滞納者に対する短期保険証や資格証の交付による長期保険証の交付制限や、郵送による喪失手続きの受付、喪失動奨による国保資格の適正化を図ります。広報紙やHP等による納付方法の周知と啓発も実施します。 (保険年金課:後期高齢者医療保険料) 年度途中で年金特徴が停止となる対象者に対し、納付状況に応じ口座振替の利用動奨を促すことで、納め忘れの防止を図ります。 保険料納付方法のさらなる充実のため、令和8年度に地方税共通納税システムを用いた納付に対応すべく準備を進めます。 (介護保険課:介護保険料) 問い合わせ時の制度説明を丁寧に行い、介護保険制度や介護保険料納付への一層の理解を求めます。また、納付啓発や納付相談に努め、新たな未収金の発生を防ぎます。口座登録の案内も随時行います。 (幼児課:保育所保育料) 未納の早期解消のため、児童手当からの申出徴収動奨をはじめとする納付指導等に取り組みます。 (滞納整理課) 適時に催告書を発送し、早期解消のための納付指導を行います。応じない者には法令等に基づく滞納処分を適切に実施します。 世界情勢などにより国内の経済動向が悪化するなか、長期回収困難な事案の早期解消、未収金額の増加抑制など課題は多岐に渡るため、随時状況を把握しつつ滞納整理活動を行います。		
		滞納繰越分	45.0%													
合 計				645,627	694,560	55,051									828	

地方公営企業会計

債権名	所管	区分	目標収納率	未収額の見込 【千円】	参考)前年度 未収額の見込 【千円】	不納欠損額 見込 【千円】	滞納処分・強制 執行・法的措置 等見込【件】	各所管における取組
公共下水道使用料	下水道総務課	現年度分	84.3%	335,960	330,825	3,000	150	督促・催告や納付指導により早期納付の促進に取り組み、新たな滞納者の発生を抑止します。 財産調査を強化し、納付意識の低い事案に対して速やかに滞納処分を実施します。
		滞納繰越分	89.8%					
合 計				335,960	330,825	3,000	150	